

特定継続的役務提供ってなあに?

身体の美化、知識や技術の向上などを目的として、長期間、継続的にサービスの提供を受ける、次の6業種の契約で、右下の表の条件を満たすものをいいます。

エステティックサロン



語学教室



学習塾



家庭教師



パソコン教室



結婚相手紹介サービス



業種	契約期間	契約金額
エステティックサロン	1ヶ月超	
語学教室		
学習塾		
家庭教師		
パソコン教室		
結婚相手紹介サービス	2ヶ月超	5万円超

*契約金額は、関連商品（サービスを利用するためには購入しなければならない商品）との合計額になります。

やめたい時は、どうすればいい？

8日以内なら→クーリング・オフ

契約書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフにより、消費者が一方的に無条件で契約を解除できます（店頭での契約でもクーリング・オフできます）。また、関連商品も一緒にクーリング・オフできます。法令で指定された消耗品は開封したり、一部使用したりした場合にクーリング・オフできない場合があります（健康食品、化粧品など）。

8日を過ぎたら→中途解約

クーリング・オフ期間を過ぎた場合でも、サービスの提供を受けていない部分については解約することができます。中途解約に伴う違約金の上限は、特定商取引に関する法律により定められています。